

地震に強い住まいにしませんか 建物の耐震化支援事業

ご利用
ください

木造住宅の耐震化への補助

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(2分の1以上が住宅)等

ステップ1 予備耐震診断のための技術者派遣

建物の耐震性能を目視で診断する技術者(建築士)を無料で派遣します。詳細な耐震診断の必要性についてアドバイスするほか、耐震改修工事方法等の技術的な相談にも応じます。

ステップ2 耐震診断・補強設計への補助

予備耐震診断で、「耐震補強が必要」と診断され、詳細な耐震診断を実施して補強設計を行う場合に、費用の一部を補助します。

【補助限度額】15万円(消費税等を除く)

※補助を受けるためには、区に登録している耐震診断登録員が耐震診断・補強設計を実施することが条件です。

ステップ3-1 耐震改修工事への補助

耐震診断・補強設計に基づいて耐震改修工事を行う場合に、費用の一部を補助します(右表)。

【対象】個人の場合、次の全てを満たす方(法人・区分所有者の場合は、ほかに要件があります)

- ▶世帯全員の所得金額(年額)の合計が800万円以内
- ▶申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していない
- ▶区に登録している耐震診断登録員が実施した診断・設計に基づいて工事を実施する

ステップ3-2 工事監理への補助

区に登録している耐震診断登録員が工事監理を行う場合に、費用の一部を補助します。

【補助限度額】8万円(消費税等を除く)

道路に突出している木造住宅、敷地が道路に接していない木造住宅にも補助しています

①建物(門・塀等を除く)が建築基準法に基づく道路(幅4m以上)に突出している場合…建物の道路への突出部分をやむを得ず解消できない場合で、新たな違法を生じさせないとともに、道路への突出部分を将来解消する旨の確認書を提出することを条件に、補助の対象とします。

②建物が建築基準法に基づく接道要件(原則として敷地が2m以上道路に接している)を満たさない場合…耐震改修工事の際に台所等火気使用室の内装を不燃化すること(費用は各自負担)を条件に、補助の対象とします。

耐震改修工事の補助金額

区分	住民税非課税世帯 または 重点地区(※1)内の 建物	障害のある方 または 65歳以上の方が お住まいの建物	その他の建物
耐震改修工事	補助対象 工事費(※2)の 4分の3 (上限300万円)	補助対象 工事費の 4分の2 (上限200万円)	補助対象 工事費の 4分の1 (上限100万円)
上記①②に該当する建物	8分の3 (上限150万円)	8分の2 (上限100万円)	8分の1 (上限50万円)
簡易耐震改修工事	5分の3 (上限150万円)	5分の2 (上限100万円)	5分の1 (上限50万円)
上記①②に該当する建物	10分の3 (上限75万円)	10分の2 (上限50万円)	10分の1 (上限25万円)

※1重点地区…木造住宅密集地域をはじめとする地震災害時の危険度などが高い地域

※2補助対象工事費…実際に耐震改修工事に要する費用または延べ床面積(m²)×3万2,600円で算出した額のいずれか低い金額。耐震補強と関係のないリフォームや消費税等は対象外です。

非木造建物の耐震化にも補助しています

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

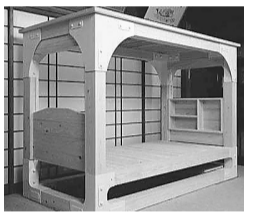
- 耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断(無料)
- 耐震診断・補強設計への補助
- 耐震改修工事への補助

次のいずれかに該当することが補助の要件です。詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。パンフレットでもご案内しています。

- ▶延べ面積の2分の1以上を住宅・共同住宅等として使用している
- ▶特定建築物である
- ▶緊急輸送道路沿道にあり、建物の高さが道路の中心から建物までの距離を超えている

ご来場 ください 耐震ベッド展示会

就寝中の地震から命を守る耐震ベッドの実物を展示します(写真)。
【日時】7月13日(月)～17日(金)午前9時～午後5時(14日(火)は午後7時まで)



【会場】区役所本庁舎1階ロビー

※耐震シェルター・ベッドの設置にも補助しています。対象者等詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。

学習会「女性の活躍」と

別の実態を考える
別の消費者活動促進等助成事業です。

【日時】7月22日(水)午後1時30分～3時30分
【会場】新宿消費生活センター分館(高田馬場1-32-10)
【対象】区内在住・在勤の方、15名程度
【内容】女性の貧困と格差の実態と課題
【費用】500円(資料代)
【主催・申込み】7月21日(火)までに電話かファックス(4面記載例のとおり記入)で暮らしを考える会 ☎(320)

リサイクル講座

【日時】7月26日(日)午前10時～12時
【費用】1組100円(資料代)
【持ち物】1リットル牛乳パック1〜2枚、新聞紙4〜5枚、押し花(お持ちの方)ほか
②廃食油から石けん作りと打ち水体験
新宿リサイクル活動センターの見学もあります。
【日時】8月7日(金)午前10時～12時
【費用】200円(材料費等)
【持ち物】1リットル牛乳パック

「子育て」の課題

【日時】7月26日(日)午前10時～12時
【費用】1組100円(資料代)
【持ち物】1リットル牛乳パック1〜2枚、新聞紙4〜5枚、押し花(お持ちの方)ほか
②廃食油から石けん作りと打ち水体験
新宿リサイクル活動センターの見学もあります。
【日時】8月7日(金)午前10時～12時
【費用】200円(材料費等)
【持ち物】1リットル牛乳パック

「子育て」の課題

【日時】7月26日(日)午前10時～12時
【費用】1組100円(資料代)
【持ち物】1リットル牛乳パック1〜2枚、新聞紙4〜5枚、押し花(お持ちの方)ほか
②廃食油から石けん作りと打ち水体験
新宿リサイクル活動センターの見学もあります。
【日時】8月7日(金)午前10時～12時
【費用】200円(材料費等)
【持ち物】1リットル牛乳パック

「子育て」の課題

【日時】7月26日(日)午前10時～12時
【費用】1組100円(資料代)
【持ち物】1リットル牛乳パック1〜2枚、新聞紙4〜5枚、押し花(お持ちの方)ほか
②廃食油から石けん作りと打ち水体験
新宿リサイクル活動センターの見学もあります。
【日時】8月7日(金)午前10時～12時
【費用】200円(材料費等)
【持ち物】1リットル牛乳パック

「子育て」の課題

【日時】7月26日(日)午前10時～12時
【費用】1組100円(資料代)
【持ち物】1リットル牛乳パック1〜2枚、新聞紙4〜5枚、押し花(お持ちの方)ほか
②廃食油から石けん作りと打ち水体験
新宿リサイクル活動センターの見学もあります。
【日時】8月7日(金)午前10時～12時
【費用】200円(材料費等)
【持ち物】1リットル牛乳パック

「子育て」の課題

【日時】7月26日(日)午前10時～12時
【費用】1組100円(資料代)
【持ち物】1リットル牛乳パック1〜2枚、新聞紙4〜5枚、押し花(お持ちの方)ほか
②廃食油から石けん作りと打ち水体験
新宿リサイクル活動センターの見学もあります。
【日時】8月7日(金)午前10時～12時
【費用】200円(材料費等)
【持ち物】1リットル牛乳パック

「子育て」の課題

【日時】7月26日(日)午前10時～12時
【費用】1組100円(資料代)
【持ち物】1リットル牛乳パック1〜2枚、新聞紙4〜5枚、押し花(お持ちの方)ほか
②廃食油から石けん作りと打ち水体験
新宿リサイクル活動センターの見学もあります。
【日時】8月7日(金)午前10時～12時
【費用】200円(材料費等)
【持ち物】1リットル牛乳パック

介護保険の要介護・要支援認定を受けている方へ

介護保険法の改正による8月からの変更点をお知らせします

一定以上の所得がある65歳以上の方は 介護保険サービスの利用者負担が2割になります

介護保険サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、27年8月のサービス利用分(福祉用具購入費と住宅改修費は領収月が8月のもの)から、下記の基準で負担割合を判定します。

【1割負担】★(1)第1号被保険者(65歳以上)で次の①～⑤のいずれかに該当する方。
▶①生活保護を受給している、▶②住民税が非課税、▶③本人の合計所得金額が160万円未満、▶④本人の合計所得金額が160万円以上であるが、同一世帯の第1号被保険者が本人のみで、年金収入額とその他の合計所得金額の合計が280万円未満、▶⑤本人

の合計所得金額が160万円以上であるが、同一世帯の第1号被保険者が2人以上で、それぞれの年金収入額とその他の合計所得金額の合計が346万円未満
★(2)第2号被保険者(40歳～64歳)の方
【2割負担】第1号被保険者(65歳以上)で上記(1)①～⑤のいずれにも該当しない方

●「介護保険負担割合証」を7月8日(水)に発送します

負担割合証は「利用者負担の割合」欄に、「1割」または「2割」の記載があります。有効期間は、27年8月1日～28年7月31日です。
【問合せ】▶負担割合証について…介護保険課資格係 ☎(5273)4273・☎(3209)6010、▶介護給付について…介護保険課給付係 ☎(5273)4176・☎(3209)6010(いずれも本庁舎2階)へ。

介護保険サービス利用時の利用者負担上限額が変わります

介護保険サービスの利用者負担額には上限額があり、1か月間の世帯の利用者負担額の合計が高額になった場合は、申請により利用者負担上限額を超えた金額が高額介護(予防)サービス費として払い戻されます。該当する方には申請書をお送りしています。
27年8月の利用分から利用者負担上限額

●8月からの利用者負担上限額(月額)

所得段階	利用者負担上限額
住民税課税世帯で 〈★8月1日から新設〉 世帯内の65歳以上の方の課税標準額が145万円以上の方	44,400円(個人・世帯)
世帯内の65歳以上の方の課税標準額が145万円未満の方	37,200円(個人・世帯)
世帯全員が住民税非課税で 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円を超える方	24,600円(個人・世帯)
80万円以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
高齢福祉年金受給者の方	15,000円(個人・世帯)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人・世帯)

収入基準額による特例
27年8月～28年7月のサービス利用分について、26年中の収入が収入基準額(同じ世帯の65歳以上の方が1名の場合は、383万円、2名以上の場合は520万円)未満の場合は、申請により利用者負担上限額が37,200円になります。該当する可能性のある世帯には、「基準収入額適用申請書」を7月10日(金)に発送します。